

個人情報収集と活用について

和光市役所情報推進課



和光市

個人情報保護法とは

- ○ 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- ○ 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定



- 個人情報保護法の目的
- 第1条
- この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報保護法改正の経緯

H25.12.20	パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針
H26. 6.24	パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
H27. 3.10	改正個人情報保護法案（国会提出）
H27. 9. 9	改正個人情報保護法公布

● 何をしたかったか？

個人情報とプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備



個人情報保護法制定後の状況の変化を踏まえ、個人情報及びプライバシーの保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールのあいまいさの解消等を目指した制度の見直し

改正個人情報保護法のポイント

- 個人情報保護委員会への監督権限の一元化

主務大臣にあった個人情報取扱事業者の監督権限を個人情報保護委員会に集約。

省庁横断的な個人情報取扱事業に対応。

- 個人情報の定義

これまでの定義に「個人識別符号」という定義を追加。

身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
(指紋、声紋、DNA、虹彩、静脈、顔の風貌、歩き方等)

個人に割り当てられ又は発行されるカード等に記載された文字、記号、
数字等からなる特定の者を識別できる符号

(パスポート番号、免許証番号、マイナンバー、保険証記号番号など)

何が個人情報に該当するか、明確にすることで利活用に対する「ためらい」を解消。

改正個人情報保護法のポイント

● 要配慮個人情報の定義

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、その取扱いについて特に配慮を要する記述等が含まれる情報を定義し、その取扱い(取得、第三者への提供方法)にかかるルールをその他の個人情報と区別。

センシティブな情報に厳格な取扱いを求めることでプライバシー侵害に対する不安を解消し、取扱いルールを明確にすることで要配慮個人情報の利活用へのためらいを解消。

● 個人情報取扱事業者の範囲

保有する個人情報が5,000人以下の事業者を法規制の対象から外す条項を削除(法施行令)。

守るべき対象が「量」ではなく「質」の観点から。

個人情報の安全管理措置等について、ガイドラインで小規模な事業者等に配慮した取り組み方法を提示。

改正個人情報保護法のポイント

● 匿名加工情報

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設。

明確なルールを定めることにより、プライバシー侵害防止に資する取扱いが規定され、事業者も匿名加工情報を安心して扱える。

● 個人情報取扱のルール

< 法改正による追加・変更内容 >

- ・要配慮個人情報の取得に関する制限
- ・利用する必要がなくなった個人情報の消去
- ・第三者への情報提供に係る制限、記録の作成
- ・第三者からの情報提供に係る確認

個人情報を必要最小限で厳格に取扱うルールを規定することでプライバシー侵害の不安解消。

小規模な個人情報取扱事業者

- 小規模な個人情報取扱事業者とは？

従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者
取り扱う個人情報の数が5,000人分超の事業者
委託に基づいて個人情報を取り扱う事業者

- 小規模な個人情報取扱事業者も大企業と同様な取扱いが必要なのか？

改正法附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨規定されている。

また、ガイドラインでは、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、小規模の事業者においても履行し得るような手法例を提示。

安全管理措置として求められる要素の例

「個人情報取扱の基本的なルールを決める」

「従業者を教育する」

「関係者以外に個人情報を見られないようにする（漏えい防止含む。）」

「PCを用いて利用する場合はセキュリティ対策ソフトウェアを導入する」

等

基本的なルール

取得・利用

- ・利用目的を特定して、その範囲内で利用する
 - ・利用目的を通知又は公表する
- 要配慮情報を取得する際は、あらかじめ本人から同意を得る必要**

保管・管理

- ・漏洩が生じないよう、適切に管理する
- (名簿はかぎのかかる引き出しで保管、パソコン上の個人情報にはパスワードを設定等)

提供

- ・第三者に渡す場合には、あらかじめ本人の同意を得る
(例外 警察からの照会、災害時の安否確認、印刷会社等業者に委託する場合)

開示請求者への対応

- ・本人から開示等の請求があった場合は適切に対応する
- ・苦情等に適切・迅速に対応する

①-1 個人情報の『取得・利用』に当たって 守ること

- 取得時の利用目的の特定、通知・公表等

1. 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的を特定すること。(15条)

2. 個人情報の取得に当たっては、又は を行うこと。(18条)

取得前にあらかじめ、その利用目的を公表する。(会員の親睦のため等)

取得後速やかに、その利用目的を公表する。(会報等で周知)

3. 書面で取得する場合は利用目的を本人に明示すること。(18条)

個人情報を取り扱うためのルール参照

- 適正な手段による取得

1. 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。(17条)

2. 要配慮情報の取得は、原則として本人の同意を得ること。(17条)



- 利用目的の変更

1. 目的の範囲を超える場合は、あらかじめ本人の同意を得ること。(17条)

①-2『要配慮個人情報』の『取得、提供』に当たって守ること

本人の差別や偏見が生じるおそれのある個人情報について、慎重な取扱いが求められることから、新たに『**要配慮個人情報**』の定義が設けられました。

< 法律での要配慮個人情報の定義 >

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経緯、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報

< 政令で定める要配慮個人情報の例 >

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等の心身の機能の障害に関する情報

障害があることを診断・判定された事実、各種障害者手帳の所持に関する情報 など

受診者本人の健康状態が判明する検査の結果に関する情報

健康診査、健康診断、特定健康診断、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査 など

特に健康の保持に努める必要がある者に対して医師や保健師等が行う保健指導等の内容に関する情報

保健指導を受けたという事実、診察を受けた事実や指導結果 など

本人を被疑者又は被告として刑事事件に関する手続が行われたという事実に関する情報

本人を非行少年またはその疑いがある者として保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実に関する情報

< 要配慮個人情報の取扱いに関する注意点 >

要配慮個人情報を取得する場合は、原則として本人の同意が必要。

要配慮個人情報を第三者に提供する場合は、一般的な個人情報の提供の制限と同じだが、オプトアウトによる要配慮情報の第三者への提供は禁止。

②個人情報の『保管・管理』に当たって守ること

安全に管理するための措置をとる。

- ・紙の名簿はカギのかかる引き出しで保管
- ・パソコン上の個人情報にはパスワードを設定
- ・名簿を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れるなど

正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。

また、名簿の配付先の会員に対して、盗難や紛失、転売しないよう、注意を呼びかけることも重要です。

③個人情報の『提供』に当たって守ること

- 個人情報を第三者への提供

- 1 個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意をとること。(23条)

- 2 以下の場合は、本人同意がなくても提供できる。(23条)

- a ~ のいずれかに該当する場合

法令に基づく場合(例:警察等からの照会)

人の生命・身体・財産の保護に必要、かつ、本人同意取得が困難(例:災害時)

公衆衛生・児童の健全育成に必要、かつ、本人同意取得が困難(例:児童虐待等)

国の機関等へ協力する必要、かつ、本人同意を得るとその遂行に支障が出る場合

- b オプトアウト手続きをとっている場合 (要配慮情報は適用されない)

- c 業務の委託、事業の継承等(この場合、提供相手は第三者にあたらないため)

オプトアウトとは、(法第23条第2項)第三者に提供される個人情報であって、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ本人に通知し、又は本人に容易に知り得る状況に置いた上で、本人に同意を得ることなく第三者に提供すること。(例:広告メールの配信停止)

☆「通知」・「公表」・「本人の同意を得る」に係る具体的な方法例

通知

- チラシ等を渡して説明
- 口頭で伝える
- 電子メールやFAX、郵便等で送付

公表

- ホームページのトップ画面から1回程度の操作で進める場所に表示
- 事務所や対象者が訪れる場所等でポスター掲示、パンフレットの備え付け、配布

本人の同意

- 書面（電磁的記録を含む。）の受領
- メールを受信
- 確認欄へのチェック
- ホームページ上のボタンのクリック
- 音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力
- 口頭による意思表示（書面によることが望ましい）

その他の注意事項

名簿を利用するときの注意事項を伝えましょう。

名簿にも注意事項を記載しますが、利用するときなどに次のことをしっかりと伝えてください。

○利用するときのルール

- ・ 目的以外の利用は一切禁止
- ・ 第三者に名簿情報を一切漏らさない
- ・ 名簿を紛失しないよう適正に管理する

○不要になったときのルール

- ・ 名簿が不要になったときは、シュレッダーにかける・手で破くなどしてきちんと廃棄処分する



和光市

以上のようなことを個人情報取扱規程等で定めてルール化することも大切です。

(参考) 法令違反の罰則規定

個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したとき・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

個人情報の適正な利用、取得、利用目的の通知、安全管理措置、従業者や委託者の監督、第三者への適正な提供及び記録・確認等、保有個人情報の開示・訂正・削除等の求めへの対応などについて法の規定に違反し、個人情報保護委員会から違反を是正するために必要な措置を取るべき旨の勧告を受けたにも関わらず、正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合で個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときに個人情報保護委員会から勧告に係る措置を取るよう命じられても、措置を取らなかったとき・・・6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

個人情報の適正な利用、取得、利用目的の通知、安全管理措置、従業者や委託者の監督、第三者への適正な提供に関し、法の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置を取る必要があると認めるとき、個人情報委員会からその違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ぜられたにも関わらず、措置を取らなかったとき・・・6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

個人情報保護委員会が法の施行に必要な限度で必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、もしくは帳簿書類その他の物件を検査しようとしたとき、報告や資料提出をしなかったり、虚偽の資料を提出したり、検査した職員の質問に答えなかったり、虚偽の回答をしたり、検査を拒み、妨げ、忌避した場合・・・30万円以下の罰金

これらの罰則は、従業員等が違反行為をした場合は、その従業員を罰する他、その法人や雇用者にも各項の罰金刑を科す。

利用目的の範囲内で利用し、個人情報保護委員会の勧告に適切に対応いただければ大丈夫。ただし、安全管理措置やその他のルールを適切に行っていない場合は、個人情報保護法以外の観点で責任を問われる可能性があるので、しっかり管理してください。

個人情報保護法については「個人情報保護委員会」にご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問に答える国の電話窓口です。

電 話

03-6457-9849

個人情報保護委員会

検 索



和光市役所情報推進課 電 話：048-464-1111

受付時間：8：30～17：15（土日祝日及び年末年始を除く）